

労働法令のポイント

労働保険関係

令和7年8月1日以降の雇用保険における 基本手当・雇用継続給付等の支給限度額等の見直し内容

失業時に受ける雇用保険の基本手当は、離職者の賃金日額に基づき算定される。賃金日額には上限額と下限額が設定されており、「毎月勤労統計調査」による平均定期給与額（毎月決まって支給する給与の年度による平均額）の増減により、8月1日に見直される仕組みとなっている。今年は、令和6年度の平均定期給与額が前年度に比べて約2.7%上昇したこと等から、賃金日額の上限額・下限額とも引き上げとなった。本稿では賃金日額の見直しの内容と、それに伴う基本手当、雇用継続給付等の支給限度額の変更について解説する。

雇用保険法第18条第1項及び第2項の規定に基づき同条第4項に規定する
自動変更対象額を変更する件（令 7. 7.22 厚労告201）

雇用保険法第19条第2項の規定に基づき同条第1項第1号に規定する
控除額を変更する件（令 7. 7.22 厚労告202）

雇用保険法第61条第7項の規定に基づき同条第1項第2号に規定する
支給限度額を変更する件（令 7. 7.22 厚労告203）

雇用保険法第61条の12第9項の規定に基づき、
雇用保険法第61条の12第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額を定める件の
一部を改正する件（令 7. 7.22 厚労告204）

池田麻里子 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 賃金日額・基本手当日額の変更

基本手当の日額とは、賃金日額（原則として離職前6カ月間に支払われた賃金額の合計を180で除した額）に50～80%（離職時の年齢が60～64歳の場合は45～80%）の間で決定された給付率を乗じて得た額をいう。この給付率は、賃金日額が低額な人ほど高く設定され、生活保護の観点から基本手当日額が過度に低くならないような仕組みとなっている。

また、賃金日額には上限額と下限額がそれぞれ設けられており、当該金額は「毎月勤労統計調査」の平均定期給与額の増減に基づき、毎年8月1日に見直される。これは景気等の影響による賃金額の増減を賃金日額に反映するためのものであり、毎年定期的に見直すことで、失業時の受給額である「基本手当日額」の上限・下限も自動的に調整される仕組みとなっている。

今年は、令和6年度の平均定期給与額が前年度

に比べて約2.7%上昇したこと等から、賃金日額の上
 上限額が引き上げとなり、それを受けて基本手当
 日額の上限額も引き上げとなった[図表1]。

離職時年齢の賃金日額に応じた基本手当日額の
 水準は、[図表2]のとおりである。

図表1 令和7年8月1日以降の賃金日額と基本手当日額の上限額・下限額

①上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額（円）		基本手当日額の上限額（円）	
	変更前	変更後	変更前	変更後（前年度増減）
29歳以下	14,130	14,510	7,065	7,255（+190）
30～44歳	15,690	16,110	7,845	8,055（+210）
45～59 //	17,270	17,740	8,635	8,870（+235）
60～64 //	16,490	16,940	7,420	7,623（+203）

【例】29歳で賃金日額が1万7,000円の人、上限額（1万4,510円）が適用されるので、令和7年8月1日以降分の基本手当日額（1日当たりの支給額）は、7,255円となる。

②下限額

年 齢	賃金日額の下限額（円）		基本手当日額の下限額（円）	
	変更前	変更後	変更前	変更後（前年度増減）
全 年 齢	2,869	3,014	2,295	2,411（+116）

※基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく2,411円になる。

資料出所：厚生労働省「雇用保険の基本手当日額が変更になります～令和7年8月1日から～」([図表2]も同じ)

図表2 令和7年8月1日以降の離職時年齢の賃金日額に応じた基本手当日額的水準

離職時の年齢	賃 金 日 額	給 付 率	基本手当日額
29歳以下 [注1]	3,014円以上 5,340円未満	80%	2,411～4,271円
	5,340円以上13,140円以下	80～50%	4,272～6,570円
	13,140円超 14,510円以下	50%	6,570～7,255円
	14,510円(上限額)超	—	7,255円(上限額)
30～44歳	3,014円以上 5,340円未満	80%	2,411～4,271円
	5,340円以上13,140円以下	80～50%	4,272～6,570円
	13,140円超 16,110円以下	50%	6,570～8,055円
	16,110円(上限額)超	—	8,055円(上限額)
45～59歳	3,014円以上 5,340円未満	80%	2,411～4,271円
	5,340円以上13,140円以下	80～50%	4,272～6,570円
	13,140円超 17,740円以下	50%	6,570～8,870円
	17,740円(上限額)超	—	8,870円(上限額)
60～64歳	3,014円以上 5,340円未満	80%	2,411～4,271円
	5,340円以上11,800円以下	80～45%	4,272～5,310円
	11,800円超 16,940円以下	45%	5,310～7,623円
	16,940円(上限額)超	—	7,623円(上限額)

- [注] 1. 離職時の年齢が65歳以上の者が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この区分を適用。
 2. 下限額は離職時の年齢に関係なく一律（2,411円）、上限額は年齢区分に応じて異なる。

2. 失業期間中に収入を得た場合の基本手当の

減額算定に関する控除額の変更

失業の認定を受けている期間中に自己の労働[※]によって収入を得た場合、その収入の1日分に相当する額から控除額を控除した額と基本手当日額との合計額が賃金日額の80%相当額を超えるとき、その超える額のみだけ基本手当の日額は減額される【図表3】。この控除額が令和7年8月1日以降1354円から1391円に引き上げられた。なお、自己の労働によって得た収入だけで賃金日額の80%相当額を超えるときは、基本手当は支給されない。

※自己の労働については、原則として1日4時間未満の労働が減額調整の対象となる。1日の労働時間が4時間以上となる場合、その日は就労したことになり、基本手当の支給対象日に該当しない。

【失業期間中に収入を得た場合の基本手当の計算】

①不支給のケース

1日の収入額－控除額（1,391円） $\geq$ 賃金日額の80%

②全額支給のケース

基本手当日額＋1日の収入額－控除額（1,391円） $\leq$ 賃金日額の80%

③減額支給のケース

基本手当日額＋1日の収入額－控除額（1,391円） $>$ 賃金日額の80%

<例>

賃金日額7000円、基本手当の日額5153円の者（60歳未満）が、失業の認定に係る期間（28日間）中に、2日間内職し、内職により6000円を得た場合の認定期間（28日分）の基本手当の支給額

◎1日当たりの減額分は、

$$\{(6,000円 \div 2 - 1,391円) + 5,153円\} - 7,000円 \times 80\% = 1,162円$$

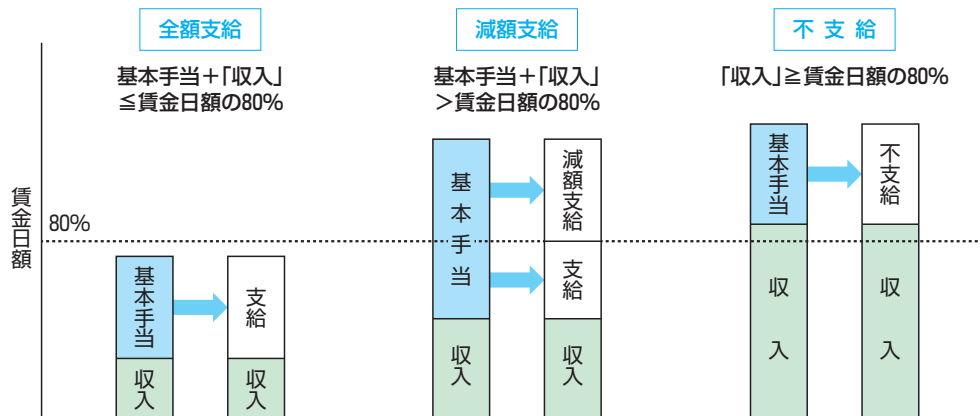
◎基本手当の日額は、

$$5,153円 \times (28日 - 2日) + (5,153円 - 1,162円) \times 2日 = 141,960円$$

図表3 失業期間中に自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額の算定に係る控除額

※控除額とは、

- ①失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合、1日当たりの収入から控除額を控除した額と基本手当の日額との合計額が賃金日額の80%相当額を超えるとき、当該超える額のみだけ基本手当の日額は減額される。
- ②上記収入から控除額を控除した額が賃金日額の80%相当額以上であるときは、基本手当は支給されない。



資料出所：厚生労働省「雇用保険の基本手当日額の変更～8月1日（金）から実施～」を一部改変（【図表4】も同じ）。

- [注] 1. 「収入」＝「収入の1日分に相当する額」－1,391円（令和7年8月1日以降）。
2. 説明図中の「基本手当」とは「基本手当の日額」のことである。

「毎月勤労統計調査」の平均定期給与額の増減を基にした賃金日額の変更に伴い、令和7年8月1日以降の支給対象期間から、下記の各給付の支給限度額も変更となる。なお、令和7年4月に創設された出生後休業支援給付および育児時短就業給付についても対象となる。

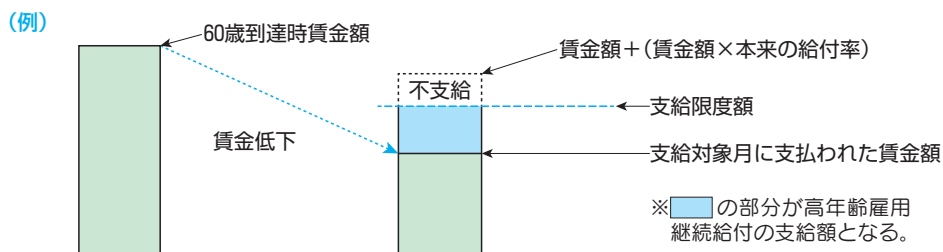
なお、高年齢雇用継続給付として算定された額が、最低限度額である2411円を超えない場合は、支給されない。

- 支給上限額
(支給率13%) 5万7111円 → 5万8640円

※支給限度額とは、

①支給対象月に支払われた賃金の額が支給限度額以上であるときは、高年齢雇用継続給付は支給されない。

②支給対象月に支払われた賃金の額と高年齢雇用継続給付との合計額が支給限度額を超えるときは、
(支給限度額)－(支給対象月に支払われた賃金の額)
——が高年齢雇用継続給付の支給額となる。



(4)育児時短就業給付

①支給限度額、最低限度額

- ・支給限度額 45万9000円➡47万1393円
- ・最低限度額 2295円➡2411円

支給対象月に支払いを受けた賃金額が上記支給限度額以上であるときは、育児時短就業給付は支給されない。

また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と育児時短就業給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、「47万1393円（支給限度額）－（支給対象月に支払われた賃金額）」が支給額となる。

なお、育児時短就業給付として算定された額が、最低限度額である2411円を超えない場合は、支給されない。

②育児時短就業給付の給付金の算定の基となる育児時短就業開始時の賃金月額の上限額・下限額

- ・上限額 47万700円➡48万3300円
- ・下限額 8万6070円➡9万420円

育児時短就業開始時賃金月額は、算定した額が上記の上限額超（下限額未満）であるときは、上限額（下限額）を用いて支給額が算定される。

4.実務への影響

基本手当その他上記雇用継続給付等の支給限度額が引き上げとなったことで、令和7年8月1日以降の支給対象期間については、各給付の支給額が増額となる場合がある。なお、この支給額の計算はハローワークが行うため、今回の変更を受けて、会社側および受給者が別途手続きを行う必要はない。

ただし、高年齢雇用継続給付の支給額を考慮して60歳以降の給与額を設定している会社では、給与額の見直し等を要する場合がある。